

簡易専用水道設置者の皆さんへ

「あなたの飲み水は大丈夫ですか？」

一般に3階建以上のビルやマンションなどの水道水は、一度受水槽や高置水槽にためてから給水されます。このため、水槽などの適正な点検や管理・清掃が行われていないと思われ、水質汚染事故につながる事があります。次のことを必ず守ってください。

毎年、1年以内に1回は厚生労働大臣登録検査機関で法定検査を受けてください。

水槽の掃除を行ってください。

有害物や汚水などが入らないように、水槽やマンホールの管理点検は定期的に行ってください。

水の色・濁り・臭い・味などに注意して、異常があればすぐに検査を行ってください。

簡易専用水道とは

受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの。ただし、飲み水として使用される場合は該当しません。

受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの。簡易専用水道に準じて管理してください。

問合せ 衛生課 ☎371-7172

菊浜学区全町内会が まち美化住民協定を締結

去る8月24日、市役所に於いて環境局長から菊浜学区23町内会に対して「まち美化推進」の認定証が交付されました。

今後、各町内会では、蛍が飛び交う高瀬川を後世に引き継ぎ、誰もが「住んでいて良かった」と実感できる美しいまちの実現を目指して、水辺の美化活動や毎日の門掃きなどに取り組まれます。

下京区民 早朝ウォーキング

早朝さわやかな空気のもと、このウォーキングに参加していただき、梅小路公園ですこやか体操やスタンプラリーをお楽しみください。

日時・場所 9月20日(月) 祝) 各学区の集合場所からグリーン行動を行い、午前8時に梅小路公園に集合

主催 下京区体育振興会連合会
問合せ まちづくり推進課 ☎371-7170 または各学区体育振興会

下京区民 早朝ウォーキング

すこやかで美しいまち・下京をみんなの手で

9月20日(月・祝)

直通回線の設置で 区役所への電話利用が便利になりました

区役所では、市政のご相談、各種証明、市税、福祉、国民健康保険や健康づくりなど、皆さんの生活に身近な業務を行っています。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。担当課がわからない場合は、代表番号(☎371-7101)へお問い合わせください。なお、崇仁コミュニティセンターは、代表番号ではおつなぎできません。

市民生活・証明・税関係	業務内容	電話番号
担当課	区役所の庶務など	371-7163
総務課	区基本計画、広報、災害対策、選挙、統計調査など	371-7164
まちづくり推進課	市政のご相談、区民ふれあい事業、無料法律相談など	371-7170
市民窓口課	住民票・戸籍・印鑑登録等の届出や証明書の交付、市税関係の証明書の交付、外国人登録など	371-7191 371-7192 371-7193
市民税課	軽自動車税の課税、市税の口座振替など	371-7171
固定資産税課	個人の市・府民税の課税	371-7172
納税課	家屋・償却資産の固定資産税及び都市計画税の課税など	371-7196 371-7197
納税課	土地の固定資産税及び都市計画税の課税など	371-7197
納税課	市税の納付相談など	371-7199
崇仁コミュニティセンター	崇仁コミュニティセンターのご利用、ご相談など【代表番号ではつながりません】	371-8220

福祉関係

福祉介護課	民生児童委員、戦没者遺族援護など	371-7214
福祉介護課	医療券の発行など	371-7215
福祉介護課	敬老乗車証、児童手当、障害者・母子・乳幼児医療など	371-7216
福祉介護課	介護保険の手続・保険料のご相談など	371-7228
支援課	保育所申込み、児童・母子のご相談、児童扶養手当など	371-7218
支援課	子どもに関する情報やご相談の窓口紹介	371-7219
支援課	身体・知的障害、高齢者の福祉のご相談など	371-7217
保護課	生活保護のご相談など	371-7235 371-7236 371-7237

国民健康保険・国民年金・老人保健関係

国民健康保険課	国民健康保険の加入・保険料の賦課・減免など	371-7252
国民健康保険課	国民健康保険料の納付相談・口座振替・滞納整理など	371-7253
国民健康保険課	国民年金、老人保健など	371-7254

健康づくり・衛生関係

健康づくり推進課	献血、保健所の庶務など	371-7265
健康づくり推進課	母子手帳、乳幼児健診、基本検診、健康教室、予防接種など	371-7291
健康づくり推進課	市民検診、がん検診など	371-7292
健康づくり推進課	健康相談(育児・精神保健) 訪問指導など	371-7293
健康づくり推進課	医療安全相談【代表番号ではつながりません】	371-7123
健康づくり推進課	不妊相談・不妊交流会【代表番号ではつながりません】	371-7167
衛生課	旅館・理美容所の許可等、公害・居住衛生相談など	371-7298
衛生課	飲食店・食品製造等許可、食中毒の届出、犬の登録など	371-7299

食中毒には まだまだ 注意が必要です

皆さん、食中毒は夏だけのものだと思つていませんか。実際は、1年を通して発生しています。

生レバーやツケ、鶏ササミの刺身などを食べる場合は特に注意が必要です。これは、暑い時期には冷たくておいしいのですが、もし食中毒菌がいていたら、菌も一緒に食べてしまいます。

①菌をつけない
まな板・包丁・ふきん・食器類は、洗浄・消毒・乾燥を十分に行いましょう。

②菌を増やさない
できあがった料理は、できるだけ早く食べましょう。食品は冷蔵庫に詰め込み過ぎず、10 以下で保存しましょう。

③細菌をやっつける
表面だけでなく、中心部分まで十分加熱(75 で1分間)しましょう。

秋の全国交通安全運動

9月1日(火)から9月30日(木)まで、秋の全国交通安全運動が実施されます。いすずりあいな笑顔さわやか、京の秋を言葉に、交通安全ルールを守り、交通事故を防止しましょう。

なるべく生で食べることは控えましょう。食中毒予防の3原則を守って安全な食生活を送りましょう。

食中毒予防の3原則

平成16年度 学区体育祭日程

学区	開催日	場所	学区	開催日	場所
郁文	10月10日(日)	郁文中学校	菊浜	10月10日(日)	ひと・まち交流館 京都
格致	10月3日(日)	元格致小学校	安寧	10月10日(日)	元安寧小学校
成豊	9月12日(日)	成豊中学校	皆山	10月10日(日)	皆山中学校
開智	10月10日(日)	洛央小学校	大光	10月10日(日)	梅小路小学校
豊開	10月10日(日)	学校歴史博物館	徳光	10月10日(日)	光徳小学校
厚醒	10月10日(日)	厚風小学校	七条	10月10日(日)	七条小学校
修徳	10月3日(日)	醒泉小学校	七条第三	10月10日(日)	七条第三小学校
隣柳	10月10日(日)	成徳中学校	崇仁	9月26日(日)	崇仁小学校
松	10月3日(日)	元有隣小学校	西大路	10月10日(日)	西大路小学校
柳	10月3日(日)	植柳小学校			
松	10月10日(日)	六条院小学校			

下京区 少年野球選手権大会の結果

近隣の少年野球チームにも参加を呼びかけて、下京区少年野球選手権大会が開催されました。区内からは、七条ファミリスが堂々の第一位入賞しました。

けすぞう君の防災 Q&A 「風水害に備えましょう！」

けすぞう君はけすぞう君です。台風や大雨などによる災害のときは、風水害に備えましょう。今回は、風水害の対策についてお話しします。

Q 風水害は、風の強さや雨量とどのような関係がありますか。

A1 風の強さと関係は右の表のとおりです。

A2 雨量と災害発生の関係は、左下の表のとおりです。

Q 台風や大雨が近づいてきたとき、心掛けることはありますか。

A 以下の「風水害対策10か条」を実践してください。

1 台風や大雨に関する情報を注意深く聴く。ラジオを必ず携帯する。

2 わやみに外出せず、外出したら早めに帰宅する。

3 家の周囲を一周して、風で飛びそうなものは室内に入れるかしっかりと固定する。

4 戸や窓のすきまにテープを貼る。雨戸を閉める。

5 停電に備えて懐中電灯やろうそくを用意する。

6 いつでも避難できるように非常持ち出し袋を用意する。

7 浸水に備えて家財道具をできるだけ高いところに移動する。

8 お年寄りや体の不自由な方などは、あらかじめ安全な場所に避難させる。

9 ガスの元栓を閉める。

10 家族で避難場所や避難経路を確認する。

台風や大雨は、人の力で止めることができませんが、早いうちから用心や準備をしておけば災害を防ぐのに役立ちます。日ごろから気象情報に関心を持ち風水害などの災害に備えましょう。

共同募金運動にご協力を

地域の福祉、みんなで参加！ 皆さんからお寄せいただいた募金は多くは、下京区社会福祉協議会を通じて地域の福祉活動のために使われています。

私たちのまちの福祉活動を支えるために、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 各学区の共同募金会または下京地区支会事務局(まちづくり推進課 ☎371-7170)

税金について知ろう

おなじみの「税金について知ろう」のコーナーで、4回目となる「税金の歴史」は、安土桃山時代からのスタートです。

安土桃山時代には、天下を統一した豊臣秀吉が太閤検地を行いました。これは、全国の土地を農地面積だけでなく、収穫高や土地の良し悪しなども含めて調査したもので、検地帳と呼ばれた課税台帳が作られました。この検地帳には、その土地の面積や石高(米の生産量)あるいは耕作者などが登録され、これに基づいて年貢が課せられました。

また、この検地で取られた、一つの土地に一人の耕作者という「一地一作人原則」により、一つの土地に多くの権利者などが重層的に存在していた中世の名残である荘園制が完全に消滅しました。

児童扶養手当 特別児童扶養手当の請求をお忘れなく

児童扶養手当 父母の離婚などにより父と生計を同一にしていない児童の母や、父に一定の障害がある児童の母などに対して、児童福祉の増進を図ることを目的として支給されます。手当は、請求した月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となります。また、児童が児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。

特別児童扶養手当 精神や身体に中程度以上の障害のある児童を家庭で養育している父母などに対して支給されます。手当は、請求月の翌月分から支給。所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。

対象児童 20歳未満の児童
手当額 障害の程度に応じて支給されます。

支給区分	手当額(月額)(児童1人のとき)
全額支給	41,880円
一部支給	9,880~41,870円

児童が2人のときは5,000円、3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算。

請求・問合せ 支援課支援第一係 ☎371-7218

相続登記年金など行政なんでも相談所

日時 10月5日(火)午後1時~3時30分

場所 下京区総合庁舎4階 会議室

問合せ 総務部京都行政評価事務所 ☎211-1100 または、まちづくり推進課 ☎371-7170